

防災対策特別委員会会議録

平成18年4月28日

場 所 第4委員会室

平成18年4月28日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 宮崎県地域防災計画の概要について
2. 平成18年度の防災対策事業について
3. 宮崎県総合防災訓練の実施について

○協議事項

1. 委員会の調査項目について
 2. 防災に係る条例について
 3. 活動計画について
 4. 県内外調査について
 5. その他
-

出席委員（13人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		由利	英治
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		前本	和男
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	河野俊嗣
危機管理局長	佐藤勝士
部参事兼総務課長	米良剛
危機管理室長	日高昭二
消防保安室長	押川利孝

事務局職員出席者

政策調査課 特別委員会担当主幹	矢野雅博
議事課主査	隈元淳二

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、委員席でございますが、ただいま御着席のとおりで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の日程であります。お手元に日程案をお配りしております。その中で、委員会の調査項目等につきましては、執行部の概要説明の後に協議させていただきたいと思っております。

以上のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定いたします。

それでは、執行部の概要説明に入ります。

総務部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

本日は初委員会ですので、一言ごあいさつを

申し上げたいと思います。

私は、本特別委員会の委員長に選任をされました、北諸県郡選出、都城市在住の星原でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

私ども13名が、さきの臨時県議会におきまして特別委員会の委員に選任をされ、今後1年間、調査活動を実施していくことになったところでございます。

執行部の皆様には、これからの1年間、どうかよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

それでは、座って委員の紹介をさせていただきますと思ひます。

私の隣が、宮崎郡選出の横田照夫副委員長です。

皆様の方から向かって左側から、東臼杵郡選出の松井繁夫委員です。

都城市選出の徳重忠夫委員です。

小林市選出の水間篤典委員です。

西諸県郡選出の丸山裕次郎委員です。

宮崎市選出の前本和男委員です。

都城市選出の内村仁子委員です。

続きまして、向かって右側であります、宮崎市選出の由利英治委員です。

串間市選出の野辺修光委員です。

日南市・南那珂郡選出の高橋透委員です。

宮崎市選出の長友安弘委員です。

終わりになりますが、宮崎市選出の井上紀代子委員です。

次に、書記の紹介をさせていただきます。

正書記の矢野雅博主幹です。

副書記の隈元淳二主査です。

それでは、総務部の職員紹介及び概要説明をお願ひいたします。

○河野総務部長 おはようございます。総務部長の河野でございます。どうぞよろしくお願ひ

いたします。

ただいま星原委員長から委員の皆様の御紹介をいただきまして、ありがとうございます。

防災対策の推進につきましては、昨年の台風14号災害で甚大な被害を受けたことを踏まえまして、安全・安心な県民生活の確保のため、県の最重点施策として取り組むこととしておりまして、今回お認めいただきました18年度予算におきましてもさまざまな新しい対策事業に取り組んでおるところでございます。このようなときに防災対策特別委員会ということをお組織していただきまして御審議いただけるということで、まことに時宜を得たものと感謝申し上げる次第であります。

私ども職員一同、精いっぱい努力してまいる所存でありますので、今後とも、星原委員長を初め委員の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、防災対策特別委員会に関する幹部職員を紹介させていただきます。座って紹介させていただきます。

お手元の委員会資料の1ページの総務部関係幹部職員名簿をごらんください。

危機管理局長の佐藤でございます。

部参事兼総務課長の米良でございます。

総務課課長補佐の京野でございます。

危機管理室長の日高でございます。

危機管理室室長補佐の大坪でございます。

消防保安室長の押川でございます。

消防保安室室長補佐の村上でございます。

議会担当の総務課主幹の長友でございます。

本日の説明事項でございますが、御指示のありました2項目、一つが「宮崎県地域防災計画の概要について」、もう一つが「平成18年度の防災対策事業について」でございます。それと、

今年度の総合防災訓練の実施につきまして、これらを危機管理室長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○日高危機管理室長 今回の3月の異動で、県警本部から県の方に出向しました日高といいます。まだ勉強中でありまして、御迷惑をおかけするところがあるかと思っておりますけれども、説明させていただきます。

それでは、「宮崎県地域防災計画の概要」についてであります、資料の3ページをお願いいたします。

地域防災計画とはどのようなものかということですが、作成の根拠は災害対策基本法に規定されております。同法の第40条におきまして、県の防災会議（知事が会長を務め、防災の関係機関等で構成する組織）におきまして、国の防災基本計画に基づいて県の計画を作成あるいは修正してまいります。同様に、市町村におきましても、国の防災基本計画に基づきまして市町村の地域防災計画を作成、また修正等を行ってまいります。この場合には県の計画に抵触してはならないということにもなっております。

(2)の計画の目的ですが、県民の生命、身体及び財産を保護するために、県や市町村を初めとする関係機関が有する全機能を有効に発揮して、予防や応急対策等効果的に実施するために作成するものであります。

次に、(3)のこれまでの主な経緯であります。昭和36年の災害対策基本法の制定を受けまして、昭和38年に現行の計画を策定しております。その後、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓や県におきます地震被害想定調査等を踏まえまして、平成10年に、それまでの風水害中心の計画から全面改定をしております。最近では、平成16年

に国が東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成しましたので、それを受けまして、地域防災計画に必要な対策等を盛り込むための見直しをしております。

(4)の計画の構成であります、この計画は、きょう持ってまいりましたけれども、地域防災計画が1巻、2巻から成っております、1冊が1,500ページほどありますので、合わせて3,000ページというボリュームのあるものです。具体的には、4ページにお示ししております、総論、震災対策、風水害等対策など個別の10の災害対策編から構成されております。さらに、各対策編は、基本的に平常時の災害予防計画、災害が発生した場合の応急対策計画、その後の復旧・復興計画、これが共通項目として規定されております。

次に、4ページの各機関の責務であります。まず、(1)の県であります、県は、災害が広域にわたるときや、規模が大きく市町村の処理がしがたい場合、あるいは市町村間の連絡調整が必要な場合などに、みずから防災活動を実施するとともに市町村との活動を援助、調整することとされております。

次に、(2)の市町村であります、市町村は、防災対策活動の第1次責務者として、国や公共機関等の協力を得て防災対策活動を実施することとされております。

さらに、5ページ、(3)の国の出先機関、計画でいうところの指定地方行政機関であります。国の出先機関は、本省や他の出先機関と連携協力してみずから防災対策活動を実施するとともに、県や市町村に積極的に勧告、指導を行うものとされております。

次に、(4)の公共機関であります。公共機関には、全国レベルで展開している指定公共機関

と、県内で展開しております指定地方公共機関がありますが、いずれもその業務の性格にかんがみ、みずから防災対策活動を推進するとともに、県や市町村等に協力、援助することとされております。

最後に、(5)の県民であります。県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、必要な知識の習得、訓練への参加に努めるとともに、災害発生時には避難等に対して協力をすることとされております。いわゆる自助、共助の理念がうたわれております。

次に、3の各対策に係る計画の概要であります。先ほど計画の構成のところの説明しました各災害対策編に共通項目として規定している予防計画や応急対策計画等の概要について御説明いたします。

まず、(1)の災害予防計画であります。ここでは、ハード整備等により、まず、災害に強い県土づくりや情報の収集・連絡体制等の各種体制の整備により、応急時の対策への備え、自主防災組織の育成などにより県民の防災活動の促進など、平常時から行っておくべき対策を定めております。

次に、(2)の応急対策計画であります。ここでは、災害対策本部の設置などの職員の活動体制の確立、救急・救助や医療救護活動など災害発生時に応急的にとるべき各種の活動や対策について定めております。

次に、めくっていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。(3)の復旧・復興計画であります。ここでは、災害の程度に応じて迅速な現状復旧を目指すのか、あるいは中長期的課題に立った計画的復興を目指すかの基本的方向の決定、激甚災害の指定促進などによる迅速な復旧、被災者の生活再建支援など、

迅速に被災前の状態に復旧、復興をするための対策を定めております。

最後に、(4)の今後の予定について御説明いたします。昨年の台風14号は、残念なことに本県に未曾有の被害をもたらしました。県におきましては昨年来、市町村とともにこのときの災害対策を検証し、課題や改善策等を整理したところであります。また、国におきましては、平成16年の新潟豪雨等への対応等を踏まえて、昨年7月に、情報伝達や避難支援のあり方などについて防災基本計画の修正を行っているところです。これらを踏まえまして、今後、①にありますように、被災者等への情報伝達のための多様な手段の整備、②の洪水予報対象水系の追加などによります風水害予防対策の強化、③の避難基準の明確化などによります避難誘導體制の強化の3点を主な内容とする計画見直しを行いたいと考えております。これにつきましては、今後国との事前協議の後、県防災会議で御審議いただいた上で正式に決定することとなります。

以上で、防災計画の概要についての説明を終わります。

次のページをお願いしたいと思います。続きまして、資料7ページの平成18年度の防災対策事業について御説明いたします。

平成18年度の防災対策事業の予算額は、四角で囲んであります「防災対策の充実」の下の欄にありますとおり、5億8,139万8,000円となっております。そのうち防災対策費は、上から2つ目にありますとおり、6,454万5,000円となっております。防災対策費につきましては、昨年の台風14号被害などを踏まえまして、取り急ぎ取り組む必要があるものについて新たに事業化を行っており、上から4段目の24時間防災ウォッチ体制整備事業、これらを初め6本の新規事業

を計上しております。

それでは、個別の新規事業につきまして御説明いたします。

まず、8ページの24時間防災ウォッチ体制整備事業であります。この事業は、県庁内において、夜間及び閉庁日（休日等）に職員及び非常勤職員の2名を配置し、自然災害を含む危険事象に対して24時間の監視体制を確立するものであります。このような体制を整備することにより、万一危機事象が発生した場合、速やかな初動体制の構築や迅速な情報収集、応急措置の実施が可能となり、より一層県民の安全・安心が確保されるものと考えております。開始時期は5月1日の月曜日からで、職員の勤務につきましては、本庁知事部局の課長級以上の職員で対応することとしております。非常勤職員につきましては、自衛隊OB職員4名によりローテーションで勤務を行うこととしております。なお、勤務の初日の5月1日にあつては、総務部長が宿直を行うということにしております。18年度の事業費は、833万3,000円を計上しております。

次に、9ページの県民への防災・防犯情報伝達システム構築事業であります。この事業は、気象情報や避難勧告・指示の発令状況などの防災情報や防犯情報等を県民にメールにて提供することで、災害時における被害の軽減化や子供等の安全・安心を確保することを目的としております。メールアドレスを登録していただいた県民の方に対して、1番目が地震、津波、火山、台風等の気象情報、2番目が避難勧告・指示等の地域の防災情報、3番目が安否の確認情報、4番目が不審者や声かけ事案等の地域の安全情報の提供を行うこととしており、7月ごろの事業開始を予定しております。事業費は、609万円を計上しております。

次に、10ページをお願いいたします。産学公・住民連携による総合防災対策事業についてであります。この事業は、地元大学に自然災害に係る研究拠点としての役割を担っていただき、ライフライン関係機関やNPO法人等と連携して、県や市町村に対して防災対策の提言をいただいたり、防災に関する知識の啓発や防災を担う人材の育成を行うほか、日向灘地震や東南海・南海地震に係る減災計画の策定を行うこととしております。事業費は、986万3,000円を計上しております。

次に、11ページの災害ボランティア活動支援事業についてであります。この事業は、昨年の台風14号災害のような大規模な風水害が発生した場合に、災害ボランティア活動を効果的、効率的に実施するため、ボランティア活動への参加について幅広く参加を呼びかけるとともに、安心して活動に専念してもらうため、県が基本的なボランティア保険への加入を行い、参加者が万一不慮の事故に遭った場合、死亡と入院について補償するものであります。なお、今回の事業は、台風や洪水などの風水害を対象としたものであります。事業費は、100万円を計上しております。

次に、12ページの災害時情報連絡手段整備事業についてであります。この事業は、災害時の情報の孤立化解消を目的として、災害時に拠点となる施設に衛星携帯電話を整備する市町村に対し補助を行うものであります。補助率は2分の1以内、1台当たりの補助基準額は35万円となっております。またあわせて、災害時の多様な情報手段の確保についても調査研究を行うこととしており、研究成果は今後の施策に反映させてまいりたいと思っております。事業費は、558万3,000円を計上しております。

13ページの自主防災組織活動強化事業であります。この事業は、地域の防災リーダーを養成することにより、自主防災組織の活性化等を図りますとともに、危険箇所、避難所、避難経路等を掲載したハザードマップを住民参加型で作成していただくことによりまして、住民及び地域の防災力がアップすることを目指しております。またあわせて、住民の方々による高齢者等の災害時要援護者の状況把握や避難体制の確立が図られることを目的としております。さらに、より高度で専門的な知識や技能の習得を目指す方に防災士養成講座を受講してもらい、防災についての中核的な人材を育成し、県内における防災体制の充実を図ることとしております。事業費は、337万8,000円を計上しております。

以上で、新規事業についての説明を終わらせていただきます。

最後になりましたが、平成18年度宮崎県総合防災訓練について御説明申し上げます。

15ページをごらんいただきたいと思います。この防災訓練の目的は、1にありますように、各関係機関の協力体制の確立や地域防災計画の検証のほか、災害時の住民の心構えと防災活動のあり方を確認することを目的に、毎年実施しているものであります。

本年度は、5月28日の日曜日に、高千穂、日之影、五ヶ瀬3町で行う予定であります。参加機関55機関、人員約1,300名、ヘリコプター5機、固定翼機1機の参加を得て実施するものであります。

訓練の内容につきましてですが、主な訓練を挙げますと、高千穂町では避難所運営訓練、臨時避難所開設訓練、集団応急対処訓練。日之影町におきましては、情報伝達訓練、倒壊家屋救出訓練、重傷者搬送訓練。五ヶ瀬町におきまし

ては、ボランティアセンター運営訓練、林野火災消火訓練等を行う予定にしております。

6の本訓練の特色でありますけれども、42回の総合防災訓練を行っておりますが、西臼杵地区で行うのは今回が初めてであります。また、複数の自治体で連携をとりながら行う訓練も今回が初めてであります。昨年大被害をこうむりました台風14号の教訓を踏まえまして、その一環として、土砂災害で孤立した地域から大型ヘリにより救出、そして他の町に搬送する訓練等を実施する予定であります。最後に、ミニコンサートを県警と自衛隊に依頼しまして、昨年の台風により被害を受けた方々の慰労と復興の願いを込めまして、それぞれの町で実施する予定であります。

委員の皆様には先立って御案内を差し上げておりますが、この総合防災訓練をぜひ御視察いただきまして、防災業務に対する理解や御意見をいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。以上で終わります。

○星原委員長 ありがとうございます。

総務部の概要説明が終わりました。

ここで、御意見、御質疑等ありましたらお願いをしたいと思います。どなたからでも結構であります。

○内村委員 この資料の13ページにあります、防災士養成講座とか養成事業が組まれているんですが、これを受けるための資格が要るとか、そういうものはどういうものなのかお尋ねします。

○日高危機管理室長 資格については特にありません。

○内村委員 こういうのがありましたら、だれでも受けられるということではよろしいのでしょうか。地域から推薦とか何か要るのか。

○日高危機管理室長 制限はありませんので、公募したいというふうに考えております。

○内村委員 私は都城ですけれども、都城は自主防災組織が各自治公民館単位で何年か前からできているんですが、今、4会場でされるということでしたけれども、せっかくできているこの自主防災組織を生かしたらいいなと今考えているんですが、こういう制度は早目に通知していただくと、社教連とかいろいろ組織がありますので、そういうところで取り組んでいけるんじゃないかなと思っていますので、せっかくできた制度ですので、早目にまたよろしくお願ひしたいと思います。

○長友委員 防災の件について、関連をしてお尋ねしますが、各地域の自治会とか公民館があるんです。そこでかなり綿密に防災態勢が組みあつたんです。その方々と防災士とのかかわり方はどういうふうになるんでしょうか。

○日高危機管理室長 今お話があったように、自治会あるいは区長会とかもあるかと思いますが、そういうところの自主防災組織が一番だろうというふうに思っております。そこで、防災リーダーについても、約40名、4会場で160名ぐらいのリーダー研修を本年度実施しようというふうに思っておりますので、自治会等のリーダーの中から研修を受けていただけるといいというふうに考えております。

○長友委員 それが一番適合すると思うんです。しかしながら、先ほども意見が出ましたように、だれでも受けたいということで受けます。そうすると防災士の認定を持つことになるわけですよ。その方々がおられる、そして地域は地域であるわけですけれども、そういうときに防災士の人の活躍の場というか、出ていったときに、どんな形でマッチングするんだろうかなという

気がするんです。自主防災組織等がないところでは、そういう資格を持った人たちが、例えば町の中で組織ができていないところでは、中心になっていると動くことになろうかなとも思うんですけれども、その辺の指揮系統、あるいはそういうものを通じたかかわり方というか、その辺をどういうふうに想定されているのか。

○佐藤危機管理局長 御意見のように、自主防災組織があるんですが、活発に活動していただいている組織ももちろんたくさんあるわけですけど、全体的に見ると活動状況どうかなという部分もございまして、こういう防災士の方々が中心となって自主防災組織の活動が活性化していけばいいかなという考え方も持っておるところでございまして。

○由利委員 ボランティアセンターというのがありますよね。この間いろいろ新聞にも載ってました。テレビのニュース等で見たんですが、ボランティアの方たちが参加しての机上での訓練をニュースでやりました。非常に積極的にいろんなことをやっているみたいですが、いわゆるボランティアの方たちとの連携というのは、こういった事業と、向こうの方がまた何か新しいというか、ボランティアセンターが中心になってやるというようなことですが、そういう連携はあるんですか。

○佐藤危機管理局長 この事業に限らず、十分連携をとらせていただいて、県の事業等にも協力をいただいて、いろんな意見をいただきながら、取り込むものは取り込み、お互いに連携を十分とりながら今進めておるところでございまして。

○前本委員 実は、災害対策基本法という国の法律を憲法みたいにして、それで災害対策基本法の中での防災計画という話を今も聞いたんで

すけど、ただ、今回の台風14号で宮崎市を例にとりますと、一番問題になったのは県と市町村の連携なんですよ。4ページに各機関の責務とございますが、「市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連携、調整を図るとともに国の出先機関、公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する」と書いてありますけど、これが県の一番大事な役割だと思えます。例えば県の河川がありますよね。それに対しましての河川管理責任者としての県の立場、水門とか堤防の冠水に対します避難命令とか勧告というときなんかの発令の責任は市町村にある。あるいは地域の方々の状況を見ながら市町村が出していく。その連携がうまくいかんために、今回は、災害復旧時の宮崎市の各公民館等の説明会においてそれが一番問題になったんです。宮崎市は、この川は県の川なんですよという話がありまして、住民から大変怒られて、市長も大変お困りになったところもありますし。そこ辺がどうも県の姿が見えんと地域で言われたんですよ。今回、防災のこういうマニュアルをつくられて、ハザードマップを初め避難命令、避難指示等のシステム化を図りますよと書いてありますけれども、まだあんまりこれでは明確なニュアンスがつかめないものですから、今後これをやられるんだと思いますけど、ぜひその辺をしていただきたいと思えます。その要望とともに、この文章のどこに載っているかというお尋ねです。今私が申し上げたことがどこにあらわれているかということです。

それともう一つ、防災会議というのがあります。これと市町村との連携、今後このようなものを具体化していくための会議だと思えますが、そのメンバーはどんな人がおるのか。以上、2

点お願いします。

○日高危機管理室長 防災会議のメンバー、委員ですが、これは国の出先の関係者、それから油津海上保安部、宮崎地方気象台、陸上自衛隊、それから県の関係、消防の関係、それから運送関係、西日本電信電話など電話関係の会社、銀行、赤十字、放送協会関係、医療関係等々でメンバーが組まれておるようです。

○佐藤危機管理局長 補足しますと、委員会資料の4ページ、5ページのところがございますけれども、全体で40人ぐらいの方にメンバーになっていただいております。一つは、5ページの一番上、国の出先機関とありますが、指定地方行政機関、それと(4)に公共機関とございますが、これは指定公共機関、鉄道とか放送機関、県域を越えての公共機関、あるいは県内の公共機関、それとトラック事業者とか、先ほどありましたように医師会とか、いわゆる災害あるいは災害復旧に関係すると見られる関係機関をほとんど網羅をしておる組織でございます。

もう一点、先ほど質問がございました、今回、14号災害における連携が不十分ではなかったのかという御意見でございますけれども、そういう御意見いろいろお聞きしております。そういう意見を踏まえまして、先ほど説明申し上げましたように、今回、地域防災計画の見直しをやると思っておりますので、市町村等に出向きまして意見も直接聞いておりますし、また、この会議にお諮り申し上げて意見をいただき、そして地域防災計画に反映していこうと考えております。具体的にどこということはこの段階で明言できませんけれども、そういう形で考えております。

○前本委員 一番問題になりましたのは、今回は、避難命令・勧告のタイミングというのが一

つ。もう一つ、緊急に河川が増水してきて、そのときの水門閉鎖に対する責任体制、これがどこにあるのか。しかも災害の風雨の強いときに、照明設備もないところを目視でやっさと。あるいは生命の危険を感じるような堤防におきまして、その体制が全く整備されていないということで、県の責任、あるいは大淀川等の国交省の河川管理者責任が問われていたわけなんです。これをはっきりしてくれと。恐らく宮崎市からも市長名で陳情が来ていると思いますけど、そういうことは県の責任であるということをもっと明確にしてほしいと。ここで御答弁いただかなくてもいいんですけど。

それと今の会議ですけど、もちろん大規模な国の公共事業の関連事業とかいろいろあるかもしれないんですけど、県の明確な責任体制をやれるメンバーで、もう少し少人数でもいいかと思えます。対応の早さと、住民に対して、こういうハザードマップ、管理体制をつくりましたよとか、こういう避難体制ができましたよとPRをする。県と市町村の連携をしっかりして、広域行政の中で防災等に関して県の責任を明確にしてほしいと思うんですけど、今回の新規事業でそういうところが入っているかどうかを聞かせてください。

○佐藤危機管理局長 御指摘のありました14号台風災害を受けての対応でございますけれども、県の防災会議は地域防災計画の見直しを行うための正式の機関でございます。そして今委員から御指摘がありました、14号台風を踏まえての検討会というものは、台風が去った昨年10月から、7地区、8地区の地域別に分けまして、市町村にも出てきていただきましたり、国の関係機関にも出てきていただきまして、ブロック別に具体的にどういうところが問題だったのか

ということの検討会議を開催してきております。そういう検討会議でいろいろ出ました意見等を踏まえて、今回、先ほど説明申し上げました6本の新規事業があります。すべてが網羅できるわけじゃないんですけど、とりあえず緊急的に対応すべきものということで、先ほど御説明申し上げました新規事業を今年度事業化をお願いしておるところでございます。そういうことで、完全ではございませんけれども、とにかく緊急的に対応すべきものということでは、そういう事業を6本用意いたしまして対応していこうと考えておるところでございます。

○長友委員 水門閉鎖の件に関連してお尋ねしますけれども、今回被害を受けたところの住民の不信というのは、水門閉鎖というのが、下流域を守るために上流地域が犠牲になったという考え方が非常に強いわけですね。それで、ある地区に農業の湛水排除のポンプが設置されているんですが、そこに対しては水を排出するのをやめろという指令が何回も来たと、こういうわけなんです。しかし、その住民は、極端な場合は、そういう情報が来る携帯電話を切ってしまったと、切ってくみ続けたと、こういう状況もあるわけなんです。それで、大淀川水系、あるいはまた五ヶ瀬川水系についても激甚災害等が認定されて早急に進められるということでもありますけれども、また7月を迎えようとしているわけです。そうしますと、ポンプがつくまでには相当期間がかかります。また、そのポンプが今回つかないという状況のところもあるわけです。

まずお聞きしたいんですけども、この前のような状況というのは二度起こることはないんですが、くみ出したら下流域に問題が起こるといってありますけれども、早く下流域の堤防等の整備はしてもらわなきゃかんし、河床を

掘り下げるといふ作業はできるだけスピードアップしてやってもらわなきゃいけない。同時に、可動式のポンプがあるということですが、どのくらいあって、どういう出動体制になるのか。それから、水が上がってきたら道路がすぐ通れなくなるわけです。そういうときに可動式のポンプを動かしたって間に合わないわけです。水が上がってきたら行けませんから。県として具体的な情報をどのようにつかんでおられるのか。可動式のポンプが大淀川水系に関しては何基動かして、どういう時点でそれは動かせるか、そういうこと等の計画ができていますのかどうか、その辺もちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○佐藤危機管理局長 河川管理の問題で御指摘でございますが、そういう問題が生じていろいろ調整といいますか連携が不十分だったということは、先ほど申し上げたように十分お聞きしているわけですが、具体的な水系のポンプの数とかは今の段階で承知しておりませんので、河川管理担当部局、土木部からお聞きしてまた御報告させていただければと思っております。

○長友委員 具体的にはそういうことが起こるわけですね。だから、その辺まで危機管理局としては目配り、気配りをしなくちゃならんだろうというふうに思います。

それと同時に、急がれるのは激特事業の進捗なんですけれども、これは前倒して、効果のある事業からといいますか、まず河川を掘り下げることが大事でしょうから、これは超スピードでやってもらわなくちゃいけないということです。直轄の河川ですと国の事業になりますから、なかなか国に対して言いづらい面もあるかもしれませんが、これはぜひともお願いをして効果のある事業から先にやってもらおうと、こういうことは要望しておきたいと思っております。

○丸山委員 私は、防災で一番重要なのは、自助、共助、公助とあるんですけども、自助がまずしっかりしていないと基本的にだめだと思っております。昨年の台風でもいろいろあったのが、避難指示、避難勧告をしたけど、従わなかった人が多かったということは、やはり自助が欠けている。「まさかここまで上がってくるとは思っていなかった」という方がほとんどだと聞いておりますので、自助をどういう形でつくっていくのか。水害だけではなくて、地震のときにもどういう形になってくるのかと。防災の何とか袋とかよくあるんですけど、それがどれだけ役に立つのか、私自身もどうなのかなと思うときもあるものですから。行政としては、自助をどうやって今後組み立てていくかという思いがあって、リーダーをつくっていくこと。リーダーをつくっていくことによって、それからおろしていこうという形で進めていっていると思うんですけども、リーダーの育成を具体的に市町村にお願いしても、市町村に行くと、高齢化して地域にほとんど人がいないという実態なものですから、リーダーをつくっていききたいというのはわかるんですけど、具体的にどういう形で市町村と連携しながらおろしていけるのか。

また、地方から都市部に仕事に行っている方もいっぱいいるものですから、昼と夜の人口が違う。この辺のことを考えていかないと非常に難しいんじゃないかなと思っておりますが、その辺をどういうふうに県としては進めていこうと考えているのかお伺いしたいと思います。

○日高危機管理室長 今お話があったように、自主防災組織の強化が言われておるところであります。今回の新規事業におきましても、その事業の強化というところで、先ほどから出てお

ります地域の防災リーダーと、さらに高度な知識を持たれる防災士の育成に努めて、各地域でこれらの防災リーダーあるいは防災士の方たちが中心になって、自主防災組織の強化、充実ができればというふうに考えておりますけれども、先ほど話があったように地域で格差が見られます。そのあたりは市町村とも連携をとりながら、あるいは消防団とも連携をとりながら、地道にそこ辺はやっていく必要があるというふうには考えております。

○丸山委員 今、最後に出ました消防団のことなんですけれども、都市部と地方ではかなり違って、地方の方は消防団員を確保するのも非常に苦労してしまっていて、また高齢化といえますか、40歳以上の消防団員もかなりふえていると。簡単に消防団でということも難しいと思っております。県としても消防団員確保ということでいろんな事業も取り組んでいらっしゃると思いますが、地方でも企業が幾つかありますので、企業が消防団員を出しやすい環境づくりを県としても何らか取り組んでいただかないと、企業も余り景気がよくないということで、出てもらうと困るとかということで、消防団員になっても出られないということもあるみたいですので、そういったこともしっかりと県としてもフォローアップをしていただきたいと思います。

あと一つお伺いしたいのが、9ページの防災・防犯情報伝達システムの件ですけれども、防災関係、防犯関係の情報をメールで流すということなんです、私もお願いもしたんですけれども、消防団の話をしてみると、火事の際に、どこどこが火事ですよというのがメールで来れば、消防団員というのは結構若い方が多いものですから、ほとんど携帯を持っていますので、そういう形で情報があればすぐ行きやすい、

また、消防団OBの方も行きやすいということも聞いていますので、この中に火事が入っていないものから、火事のことに関してはどういう形で考えているのか、できればつけ加えていただきたいなという思いがあるんですけれども。

○日高危機管理室長 9ページの事業名の説明の中には「等」ということで入れておりますが、現在、このシステムも構築しておるところであります。今言われたように、できることなら火災情報も盛り込むように進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○高橋委員 自主防災組織の件でお尋ねしますが、組織率はたしか6割ぐらいでしたかね。ところが、ありましたように強弱があると。だから、こういう強化事業はいいと思うんですが。問題は組織がないところですよ。この対策は県としてあるのか。あれば教えていただきたいと思えます。

○佐藤危機管理局長 組織率は、委員、御指摘のとおり6割程度の組織率になっておまして、市町村間でばらつきもある状況でございます。それで、自主防災組織の組織率の低いところにつきましては、市町村と十分協議をして、先ほどからたくさん話がございますように、昨年の台風災害というのは住民の方にも非常に大きなインパクトを与えておまして、非常に影響を受けたわけですけれども、防災意識ということの高まりも出てきておると我々認識しておりますので、市町村と十分連携をとって、組織率の低いところについては、引き上げの方向、取り組みの強化についていろいろ協議をしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 ぜひ早くやっていただきたい。といいますのは、地域力が低下していますよね。

都市部はまだいいんです、若い人が多いから。だから、なおさらそこに早く手をつけていただいて、組織がなければつくっていく。問題は、常備消防がないところがありますよね。例えば旧東白杵郡一帯あるいは西白杵とか、ここは非常に深刻だと思うんです。そして高齢者が多い。自分たちで組織はつくっても、それは機能しないと思います。そういう意味では、そこを助けてあげる大きな集落、若い人たちが多いところが高齢世帯の地域をフォローしてあげる。そういう連携をぜひ行政はやるべきだと思いますし、それもできないところは行政が出ていくしかないのかなというふうに思います。先ほど消防団の話もありましたけれども、消防の組織があっても、そこに住んでいないのが田舎の現状なんですね。私の住んでいるところは4部あるんですけれども、一番奥の方は15定数で、住んでいるのは2人です。そういうのが宮崎県内の市町村には結構あると思うんです。そういうところをしっかりとチェックいただいて、ないところにはすぐつくる。都市部はぜひ自立していただきたいと思うんです。ぜひそういうところの研究をしていただきたいと思います。

○由利委員 教えていただきたいんですが、11ページの災害ボランティア活動支援事業、事業概要等（1）の一番下、「この保険は風水害が対象で、地震、火山災害は除く」ということですが、ボランティアを対象とした地震とか火山災害の保険がないということなんですか。それとも、ほかに何かでカバーしているからこれは除いているんですよということなんですか、そこをちょっと教えていただきたい。

○日高危機管理室長 今回も風水害が適用ということで、ボランティア保険の加入検討するときに、地震なんかを含めた包括的な保険という

のではないかと聞いたところでは、それは今のところ難しいと。もしもそういう包括的なのをつくれば、1人当たりの保険額が非常に高いというようなことは聞いております。今の現状から、そういう保険も出てくれば非常に加入しやすいかなという感じは持っております。

○由利委員 もう答えはいいんですけれども、例えば火災保険というのがありますよね。しかし、地震保険というのは特約で入らないとカバーしていただけないのと同じようなことなんだろうなと思います。風水害もそうでしょうけれども、今後心配されている地震とかそういったのがあるわけですから、そういったところもカバーできるようにひとつよろしく願いいたします。

○星原委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で総務部の概要説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

総務部の皆さんは退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○星原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議に入ります前に、去る4月14日に開催されました委員長会議の結果につきましては、きのうの常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略をさせていただきたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議に移ります。

協議事項（1）委員会の調査項目についてであります。

資料1の「防災対策特別委員会調査項目について（案）」をごらんください。

まず、1の設置目的は、ごらんとおりであります。

次に、2調査事項であります。2つの項目を掲げておるところであります。ここに記載している事項は、特別委員会の設置に当たって各会派から提出された調査事項案であります。本日の初委員会で正式に決定していただくこととなっておりますので、御協議いただきたいと思います。

御意見をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 意見もないようでありますので、ここでお諮りをしたいと思います。

当委員会の今後1年間の調査事項については、1「防災に係る条例に関する事」について、当委員会において防災に関する条例を検討していくこととし、2の「防災・危機管理に係る諸対策に関する事」については、防災に係る条例の検討過程において議論となった事項について調査をすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように取り進めさせていただきます。

次に、3活動方針ですが、資料1に掲げてあるとおりによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、4調査活動計画であります。通常の委員会ですと、「委員会の調査項目について」の協議の中で一緒に御協議いただくこととなりますが、当委員会は、2調査事項の協議におきま

して、防災に係る条例について検討していくこととされたところであり、この条例の検討スケジュールによりまして年間活動計画が決定されると考えておりますので、先に「防災に係る条例について」を、条例の検討スケジュールを含めて御協議いただき、その協議内容を踏まえて、後ほど年間活動計画を協議したいと存じます。

それでは、早速、協議事項の（2）防災に係る条例についての協議に入ります。

資料2をごらんください。自民党のプロジェクトチームが取り組みました「防災対策基本条例（仮称）」制定に関する資料であります。委員の皆様御案内のとおり、自民党では、昨年大きな被害をもたらした台風14号の被害を教訓に、本県においては治山治水対策等総合的な災害に強い県土づくりが不可欠であり、また、行政、県民、事業者等それぞれの責任、役割を明確化し、地域協働社会の構築が必要との観点から、昨年の12月に防災対策の条例制定に向けたプロジェクトチームを発足し、この3月まで協議を続け、次ページからの条例骨子案を作成したところであります。

条例制定につきましては、平成16年度の議会活性化等検討委員会で報告された仕組みでは、条例案を検討する組織としてワーキンググループを設置することとなっていたところであります。しかしながら、防災対策の検討は県政の重要な課題であること、県議会としても、特別委員会のあり方として政策立案、政策提言のできる特別委員会を設置することとなったこと、また、条例を検討するためには、専門家の意見を聞いたり、県民との意見交換、現地調査などが必要となると考えますが、特別委員会で検討する場合には、その権限に基づいてスムーズな運営ができること等から、今回はこの特別委員会

設置となったところであります。

本日は、まず、自民党のプロジェクトチームで検討されてきた条例骨子案を御説明いただきたいと思っております。プロジェクトチームにおいては、第1部会、第2部会の2つの部会により検討が行われ、それらの検討結果をあわせて条例骨子案を作成いたしました。

当委員会にはそれぞれの部会のメンバーがいらっしゃいますので、まずは横田副委員長から第1部会の検討内容を、続いて、丸山委員から第2部会の検討内容をそれぞれ御説明をいただきたいと存じます。

それでは、横田副委員長お願いします。

○横田副委員長 それでは私の方から、第1部会の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてあります条例骨子案をごらんください。

私は、自民党のプロジェクトチームでは、地震、津波などの災害について検討する部会に所属して骨子案の作成にかかわらせていただきました。この中で、地震災害に関する基本条例は、他県において先例がありましたので、これらを参考にしながら、この目次で言いますと、前文、第1章の総則、第2章の予防対策、第3章の応急対策、第4章の復興対策について、作成にかかわらせていただきましたので、順に説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。まず、前文について説明をいたします。前文には条例制定の経緯などを記載していますが、①から⑥まで前文に記載すべきと判断した項目を挙げております。

主な内容としましては、きっかけは今年の台風14号でありますけど、本県は風水害の多発県であることに加え、大規模地震発生の可能性が高まっていること。また、県はさまざまな防災

対策を講じていますけど、被害を最小限にするためには、県民、事業者などそれぞれの協力が必要なこと。また、自然災害から県民の生命と財産を守るためにこの条例を制定すること、としております。

次に、第1章の「総則」について説明をいたします。この章には、条例制定の目的、県、市町村、県民、事業者それぞれの基本的な責務や役割等について記載しております。

まず、第1節の「目的」についてです。先ほどの前文の内容とも重複しますが、この条例制定の目的と対象が、ここに挙げられているような自然災害となることを内容としております。

次に、第2節の「県の責務」についてですが、県が防災に対する総合的な施策を実施することや、国や市町村、防災関係機関との総合調整機能を担うことなど、県の責務として必要と考えられる基本的な項目を挙げています。

次に、第3節「市町村の役割」についてです。これは、市町村が基礎的な自治体として防災対策に当たることを記載しています。

次に、第4節「県民の責務」と第5節「事業者の責務」についてですが、この2つの節は構成としては同じなので、あわせて説明させていただきますが、①で県や市町村の行う防災対策に協力すること、②で自主的に周辺の防災活動に協力、参加すること、③でそれぞれ防災に対して備えるべき項目、④で災害時、復興時に相互に地域で協力することを、それぞれの責務として記載しております。

続きまして、第2章「予防対策」について説明させていただきます。この章では、災害が起こる前の対策として備えるべきことを、第1節の啓発や教育などのソフト的な項目と第2節のハード的な項目に分けて記載しております。

第1節の内容ですが、①県の防災情報提供の義務づけ、②防災訓練の実施、③学校教育の中で防災教育を行うこと、④ボランティアコーディネーターの育成、⑤県民が防災に対する理解を深めるために「宮崎県防災の日」を設けることを挙げております。

第2節の主な項目としましては、③県民、事業者が住居の用に供する建築物を建築する場合に、みずから自然災害の危険性を調査し把握するとともに必要な防災対策を行うこと、④既存建築物の所有者が耐震診断・改修を行うように努めること、続きまして、⑥屋外に広告板や自動販売機等設置する者は安全性の確保に努めること、⑩災害が発生した場合に備え、他の地方公共団体や事業者と協定の締結に努めること、⑪市町村が行う災害時要援護者に対する避難誘導やその他の対策について県が支援すること、などを挙げております。

続きまして、第3章「応急対策」について説明をいたします。第2章が災害前の対策であったことに対して、第3章では災害が起こった場合の対策について記載しております。

まず、第1節「応急体制の確立」では、災害が起こった直後に県や事業者がなすべきことについて挙げております。

次に、第2節の「避難」では、①県民が避難勧告に従うよう努めることなど、避難に関することを挙げております。

次に、第3節「交通・輸送」では、災害後に交通・輸送網が長期間にわたって麻痺するようなことがないように、必要な事項について挙げております。

次に、第4節「二次災害の防止」についてですが、災害後に二次災害を防止するために必要な事項を挙げております。

続きまして、第4章「復興対策」について説明いたします。この章には、宮崎県が大規模な災害により多大な被害を受けた場合に、県が復興計画を策定して実施するとともに、県民は相互に協力して、事業者、ボランティア、行政機関の協働による復興に努めることを記載しております。

私の方からの説明は以上です。

○星原委員長 続いて、丸山委員お願いします。

○丸山委員 横田副委員長と重なる面も若干あるかもしれませんが、まず、自民党の方では、昨年12月から11～12回程度防災条例をつくるプロジェクトチーム内の会議を行いました。私が風水部会の担当を部会長としてさせてもらったんですが、風水に関する条例というのは他県で取り組んでいなくて、初めて取り組むということで、非常に苦労しました。まずは現地の住民の意見も聞くべきだということで、高岡町と諸塚村の方に行きまして、被災された現場を見たり、被災された方から要望等も聞いてまいりました。部会としましては、条例検討に当たっては6回ぐらい開催し、細かくつくってきたわけでありまして。

まず、第5章に書いてあるとおり、なぜここにあえて「風水害」というのをつけ加えたかといいますと、先ほど言いましたとおり、他県では地震とかいったことをメインに書いておりまして、風水害を別章にした方がわかりやすいのではないかとということで協議しまして、第5章に「風水害の拡大防止等」という章を立てまして、その中を予防対策と応急対策の2つの節に分けさせていただきました。

それでは、その節に従いまして説明をさせていただきます。

まず、第5章の第1節「予防対策」ですが、

ここでも県の責務、市町村の責務、また県民の責務、河川管理者等の責務という4つの方々に対しての責務を書かせていただきました。

県の責務といたしましては、①から⑤に書いていますとおりでありますけれども、まず、①では、先ほど委員会でもありましたけれども、数値的に情報の一元化がはっきりできていないということでもありますので、情報の収集・提供の一元化を進めるということを県が率先してやってほしい。

②は、これは市町村と連携しながらなんですけれども、治水対策、また治山対策等も含めてハード面もやっていただきたいということでもあります。

③でありますけれども、ハザードマップを作成することになっているんですが、市町村ごととなりますと、どうしても市町村の連携がとりづらいということもあるものですから、連携をしっかりとって総合調整を行ってほしいということを書いております。

④としまして、管理する道路、また河川について、危険な箇所、どこが危険なのかということ进行调查し、明らかにしてほしいということを書いております。

⑤でありますけれども、避難勧告、避難指示をいつ出すかということは、非常に市町村でも苦労したと聞いておりますので、データを県の方で一元化して数値化もしてほしいという目標を掲げております。これは、大淀川も上流域と下流域がありますので、上流域で降った雨が2時間ないし3時間後には下流域でどれくらい上がるか、早目に出すようなシステムをしっかりと取り組んでほしいということを書いております。

2番目の市町村の責務でありますけれども、市町村は基礎的な地方公共団体でありますので、

県と一丸となって、自主防災組織、またボランティアの育成を図っていただきたいということを書いております。

8ページですが、②に書いてありますとおり、ハザードマップを作成することが、今年度の新規事業等でも土木サイドで出ておりますけれども、ハザードマップを作成するに当たっては、住民が参加だけではなくて、どこに避難所があって、避難路はどういった形で行くべきなのか、またどこに災害弱者がいるのかという把握も含めて、責任を持ってしっかりハザードマップ等も作成してほしいというふうに思っております。

③であります、これは市町村が管理する道路、河川は、県と同じような形で、どこが危険箇所なのかを公表してほしいということを書いております。

3番目の県民の責務でありますけれども、これは自助の面が非常に大きいんですけれども、①の下に書いてありますとおり、被災したことがあるという記録はあるんですけれども、すぐ忘れてしまうこともあるものですから、どの辺が危険なんだよというのをしっかりと県民がわかっていたらいいと、また、つかりやすいところにはできる限り家を建てないとか、建てるんであっても、かさ上げ措置をすとかそういったこともやっていただくようなことも含めて、自助を少し考えていただきたいということも書いております。

②でありますけれども、これは先ほど言いましたハザードマップのことにに関してなんです、市町村、県民も率先してハザードマップ作成に参加して、防災意識の向上、また知識の習得を図ってもらいたいと書いております。

③でありますけれども、これは横田副委員長が話したところと若干重なるんですけれども、

ここでも防災に関する事項を確認してほしいということを書いております。

④でありますけれども、県民に市町村が幾ら出てきてほしいと言われても、参加してもらわないと意味がないものですから、改めてここで、県民の自助の気持ちを出してほしいということでもあります。

4番目の河川管理者等の責務でありますけれども、河川は、県管理の河川、また市町村の管理の河川、また国管理の河川ということで管理者が分かれています。河川、道路、ダムに関しては民間のダムも入っておりますけれども、管理者はそれらに関してしっかりとした維持管理を含めて施設等の整備をやっていただきたいというふうに思っております。また、水門の関係でも、先ほど前本委員の方からあったと思いますけれども、全く電気等もなく、非常に危ないところで作業をしているということを知っておりますので、管理者はしっかりとした施設を整備していただきたい、また維持管理もしていただきたいということでもあります。

②の森林所有者なんです。水を蓄える山が衰えているということでもありますので、森林をしっかり維持管理をしてもらうことによって、少しでも災害を軽減できればということを書いております。

第2節が「応急・復興対策」でありますけれども、県の責務といたしましては、風水害の発生が予測される場合には、市町村と連携しながら、早目に県民の皆様方に情報を提供するということを書いております。

②といたしましては、市町村、自主防災組織等と連携しながら、災害弱者の方々に必要な支援を行わなくちゃいけないということを書いております。

③でありますけれども、市町村が行う避難勧告、避難指示について必要な助言を積極的に行うということを書いております。

④でありますけれども、市町村と連携して、被災後の県民生活の再建及び県土の復興を早急に行うと。これは予算的なことも含めてしっかりとやっていただきたいということも書いています。

⑤でありますけれども、再発防止を早急に努めてほしいということを書いております。

2番目の市町村の責務であります。市町村の責務といたしましては、これも一緒なんですけれども、住民に的確な情報を流していただきたい、避難できる体制をとっていただきたいということでもあります。

②の、風水害が発生した場合において間違った情報が流れやすいということがあったものですから、しっかりした情報を流すようにしてほしいということを書いております。

③には、市町村は、災害弱者がどこに住んでいるか把握してもらったと思いますので、だれがどういう形で救助したかを含めて、ちゃんと確認できるような体制をとらなくちゃいけないというふうに書いております。

3番目は県民の責務であります。県民の責務としましては、①に書いてありますとおり、他の情報等も注意しながら事前に避難するとともに、みずから命を守るためにも、避難指示、避難勧告が出された場合には速やかに従っていただきたいというふうに考えております。

②でありますけれども、これは共助の部分に当たると思うんですが、自分だけ避難するのではなくて、隣の人も含めて避難しましょうとか、また、この家は避難しましたということを書いた市町村自治体の方にも伝えていただきたいというこ

と書いております。

③でありますけれども、これは、災害があったところの再建をお互いに助け合ってやっていただきたい、特にボランティアも率先して出ていただきたいということを書いております。

以上で報告とさせていただきます。

○星原委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました条例骨子案を当委員会での検討の素案とすることとし、次回の委員会から、条例の意義、目的、構成及び骨子案のそれぞれの項目について審議をしていきたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、条例検討のスケジュールについてであります。

資料3をごらんいただきたいと思います。防災関係に係る条例検討スケジュール（案）をお示ししております。

資料の1枚目から2枚目に、案1としまして、9月議会に提案する場合のスケジュール案を、そして資料の3枚目から4枚目に案2としまして、11月議会に提案する場合のスケジュール案をお示ししております。

案1、案2いずれの案も特別委員会設置の協議の際に議論をいただきました、「有識者からの意見聴取」や「県民との意見交換」、「パブリックコメントの実施」等につきましては、実施してまいりたいと考えております。

委員会の開催回数については、両案とも通常の特設委員会の委員会開催回数よりも多く開催することとなりますので、委員の皆様への御理解をお願いいたします。他の委員会が開催されていない場合でも、委員協議により日程を決めて

単独開催をすることになろうかというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

案2は、開催時間を通常の委員会と同程度、午前中の開催と考えておりますが、案1では、午後まで使った審議となることを考えております。また、場合によっては県内調査日程のうち1日を審議に当てること等も考えておるところであります。

また、案1のスケジュールは、台風時期までに条例案の検討ができることや、条例案検討後にも、先ほど調査事項のところでお決定いただきました（2）の「防災・危機管理に係る諸対策に関すること」の調査も十分できる反面、委員会開催回数や開催時間が通常の委員会よりも厳しくなるということでもあります。

案2のスケジュールでは、審議が余裕を持って行える反面、条例案検討後（11月以降）の委員会の開催回数が少なく、1～2回程度かなというふうに思いますが、調査事項の（2）の調査が十分できず、条例検討だけのための委員会となるおそれがあります。

今後1年間の調査活動計画を決定する上でもスケジュールは重要でありますので、案1、案2のどちらで進めることがよいのか、また、ほかに案があれば御協議いただきたいと存じます。それぞれごらんいただきながら、皆さん方で何か御意見があればよろしくお願いをいたしたいと思います。

○丸山委員 私はぜひ案1で行っていただきたい。9月議会に提案するような意気込みでやっていただくとありがたいかなと思っています。といいますのも、9月以降になりますと、昨年が9月5、6、7日に台風14号が来たというふうに記憶しておりますので、その時期に合わせてあった方が、やはり県民の防災意識をさらに

持っていただくためにも、9月議会に提案することが一番好ましいのではないかと考えておりますので、大変厳しい日程になるかもしれませんが、そっちの方でぜひお願いしたいと考えております。

○高橋委員 9月提案ということは、9月末になりますよね。

○星原委員長 それは、冒頭でやるか、どちらでやるかですけどね。

○高橋委員 今、台風も早くなっていますから、慎重に、全員の総意でいくべきであると思えますから、私は11月でもいいかなという考えもあります。丁寧に慎重に調査をしていく必要があるかなと思います。例えば、9月を目標にしても構わないと思うんです。それで、必死になって調査をして、結果、まだ調査事項が残ったときは、11月でということの確認がとれればいいのかという思いもあります。

○星原委員長 今、案1と案2、そしてその中間的なところで、案1で行っておって、案2になったときはそれでもいいんじゃないか。それは今後の審議、調査、意見等をいろんなところで聞いて、その進捗状況によってということであろうというふうに思います。

今、2つの案が出たところではありますが、いかがいたしましょうか。

○水間委員 精力的に9月議会に提案するようにやりながら、今おっしゃったように、ひょっとしてこれはちょっと足らんかなということが出てくるかもしれませんね。弾力的に11月にずれ込むこともあり得るということを考えれば、まず9月議会で提案することを考えながら精力的にやって、その経過を見ながらやった方がいいんじゃないかと、私も9月でいいんじゃないかと思えます。

○星原委員長 要するに折衷的な感じですかね、第1案で行って、それで間に合わないとき、あるいは調査等でおくれる場合には、最悪の場合は11月議会に提案するという予備的なものも考えてもいいんじゃないかという意見じゃなかったかと思いますが、今の意見からしますと、1案で行っておって、次に、もしということがあるのかなと思うんですが。

それでは、今それぞれ協議いただいたところではありますが、スケジュール案については第1案を進めることで了解をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定いたします。今後、ただいま決定いただきましたスケジュール案に沿って進めていきたいと思えます。

資料4をごらんください。9月までの行事予定表を作成しております。なお、6月及び9月の定例会につきましても、開会及び閉会日は決定しておりますが、それ以外の日程につきましては、あくまでも現在の案ということで括弧書きで示しております。

先ほど決定いただきましたスケジュール案1によりますと、6月中旬及び7月初旬に、従来の計画にはない委員会を開催する予定となっておりますが、いつごろがよろしいでしょうか。

○松井委員 正副委員長に一任。

○星原委員長 それでは、今、松井委員の方からありましたが、委員長、副委員長の方で日程を決めてお示しするということがよろしいでしょうか。一応ここに案としては出ておるんですが、このような形でよければ、これで行きますが。

○由利委員 日程案としては案1ということですね。

○星原委員長 そうです。少し窮屈になると思いますし、皆さん方にもかなり出ていただかなかちゃいけないかなというふうに思いますが、このような形で日程を進める、それで御理解ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、(3)活動計画についてであります。資料5をごらんいただきたいと思います。先ほどの協議によりまして、条例案の検討スケジュールを案1のとおりとすることに決定をいたしましたので、活動計画も案1のとおりとなりますので、案1をごらんいただきたいと思います。

計画といたしましては、条例案スケジュール、調査項目や委員長会議の結果等を考慮して作成をしたところであります。

これらの案につきまして何か御意見がありましたら、お伺いをいたしたいと思います。

○井上委員 日程のことなんですけれども、議会運営委員会の日とか、必ず県議会に出てこなければいけない日というのがあると思うので、当委員会ではできるだけそのような日を利用して開催いただくとか、いろいろ工夫をお願いをしたいと思います。2回出てこなくていいように、日程についての工夫をお願いします。

○星原委員長 今、井上委員からありましたが、実は6月の議会運営委員会の日は自民党の行事が決定をしているようでありまして、この日がそういうような形でできないところであります。7月の場合は、皆さん方が出てこられる予定の日ということで考えて設定をしておるところであります。それと、県内の視察等をうまく活用して協議、審議をしたい、そのように思ってお

りますので、その点は御理解いただければと思います。

それと、今回初めて、議会の方から政策条例ということで提案しますので、それぞれいろんな無理もいくんじゃないかと思いますが、せっかくでありますから、頑張ってくださいたいというふうに思います。

それでは、活動計画については案1のとおり進めるということで御理解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○星原委員長 それでは、再開をいたします。

今回の委員会の日程につきましては、6月13日に開催いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、(4)の県内外調査についてであります。先ほどの活動計画でもごらんいただきましたとおり、7月5日から7日及び7月19日から21日の日程で県内調査を、また、10月16日から18日で県外調査を実施することといたしておりますが、日程の関係上、7月の調査については6月定例会中の委員会開催後すぐに実施されることから、今回、皆様からあらかじめ御意見を伺いたいと考えておるところであります。

また、調査先としては、「被災地（現地）調査」や「関係自治体調査」、「関係団体やNPO等の

組織及び地域住民の方々との意見交換」等が考えられます。県内調査先につきまして、何か御意見がありましたらお願いをいたしたいと思えます。

○井上委員 先ほど高橋委員から出ましたけれども、自主防災組織なんかも組織率60%、非常に進んでいるところ、できていないところもあるということですね。執行部が見せたいところというのは、何回も同じ場所で、いつも見るだけで終わりと言われるわけですがけれども、そこというのは私たちも地域に行ったら知っているところで、もともと昔からそういうつながりがある地域だったりするわけですね。そういうところもいいけれども、できたら、高橋委員言われるように、地域に困難性があるけれども、今後こういう取り組みをしたいと言われるような地域に行かせていただけると、県議会がこれだけのことをしようとしていると、共通認識というのを地域の皆さんに見ていただけたらと思うので、できたらそういうところに行かせていただきたい。執行部が推薦されるのではなくて、違うところに行かせていただきたいと思います。

○内村委員 1つ御提案申し上げます。都城に大淀川水系で排水機場のいいのがことしできました。その前々年度に1つ、2カ所できております。それができたために、去年の台風では、浸水地域が大分浸水しなくなった事例があるんです。宮崎の青柳排水機場からすると規模はすごく小さいんですけども、そういうのを参考にさせていただくといいんじゃないかなと、1つ御提案申し上げます。

○星原委員長 それと、やはり災害弱者、高齢者とかそういう人たちが多いたるところあたりの部分が非常に大きいと思うんですね。都市部の場

合はこの間も浸水だったんですが、中山間地は、山が崩れて道路がなくなるとか生活に密着した部分があるんです。現地に行けばね。ですから、そういう弱者の人の意見、消防組織もなかなか組めないようなそういう地域もありまして、そういう問題もあるんですね。そういうところの意見も重要かなと思っていますので、調査地については、委員長、副委員長の方で検討をさせていただくということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それと、我々も12月からいろいろやってくる中で、NPOとかボランティア団体の人たちがボランティアでいろいろ行動されているわけですね。議会でこういう条例をつくって自分たちが何もしないのかという形でもあれですので、ことしも多分これから災害が起こり得る可能性もあるわけで、そういうこと等を考えると、この特別委員会としては、何か起きたときには連絡とり合って行動するとか、この1年はそういうこと等も考えてみたいというふうに思っているんですが、皆さん方の御意見を聞かせていただいて、もしそういうことであれば我々も積極的に災害等が起きたときには出かけていくと、そしてボランティアとしてできる範囲、物を片づけるとか何でもいいですから、そういうことでもできる場合は応援するような形をとるべきじゃないか。こうやって条例をつくって、みんなにそれぞれの責務をうたいながら、県議会自体がどうかなというふうに思うんですが、その辺について皆さん方の意見を最後に伺っておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○井上委員 それは大事だと思います。

○由利委員 まさにそれはボランティアで、我々は防災対策の条例をつくらうということで研究をしていくということです。それと我々が特

別委員会で実践しましょうというのはちょっと話が違う。そういうことはいいことですから、それは積極的にやればいいんだけど、委員会の正式の議題にのせてそうしましょうという話ではないような気がします。

○星原委員長 私が言いたいのは、ここの委員会で決めなくてもいいんですが、県議会としても、こういうことを決めて責務をうたっていく以上は、我々もどこかにそういう位置づけというのを考える。そのことを各党派で話して云々というのもあるんでしょうけど、その辺ひっくり返して、保険なんかもあるんだったら保険にも入って、そういう形で行かないと、自分たちは決めるだけという感じが私自身がしたものですから、今そのような話したんですが、この委員会にそぐわないということであれば、また別の形で考えるということできさせていただきたいと思います。

それでは、ほかに御意見ありませんでしょうか。

○丸山委員 日程のところではよかったですでしょうけれども、もし9月議会で提案するとすると、6月から法制関係打ち合わせということにしているんですが、法制から見たときに、必ずしも自民党案が正しいわけじゃないんでしょうから、正副委員長の方が早目に調査等をしていただいた方が、9月に向けて間に合うんじゃないかと思っておりますので、先に法制等はやっていただくとありがたいと思います。

○星原委員長 今、丸山委員から出ましたが、先ほどもあったんですが、ここまで来ましたが、あとは法の部分でどういうことがどうなっていくのか、あるいは執行部に対して予算的なものとか、その辺も重要な課題になろうと思っておりますので、その面については我々の方で執行部

等とも先に打ち合わせ、あるいは中身の検討をしておきたいというふうに思います。

あとはありませんでしょうか。

なければ、先ほど皆さん方の了解をいただきましたように、正副委員長で協議をして調査先の選定及び日程組み合わせ、いろいろ進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

なおまた、調査先についてやむを得ない事情や、調査先の都合によりどうしても調整がつかない場合が予想されます。万一調整がつかない場合は正副委員長に一任を願いたいと考えておるところであります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように進めることといたします。

最後に、その他でございませぬでしょうか。

なければ、本日の委員会はこれで終了したいと思います。次回の委員会の資料等の要求について、何か御意見はありませんか。

○丸山委員 自主防災組織は市町村間で非常に違うという話だったんですけども、どこの市町村はよくてというのがわからないので、それも資料が欲しいなと思います。

○星原委員長 今、丸山委員から出ましたが、自主防災組織率60%ということでもありますけれども、その中でも格差もありそんな話もありますし、どのような状況かという資料を取り寄せて、委員の皆さん方に配付をさせていただきます。

ほかに御意見ありませんでしょうか。

○由利委員 先ほど長友委員の方から出ましたが、激特です。大淀川水系、五ヶ瀬川水系、14号で浸水したところの箇所と、どこがどうなったからこうなったというようなことを土

木でやっていると思うんです。それに対して今度は激特を入れてこうやるんだと、そういう14号災害の原因と、それに対する激特での対応というのを、総合的なものを土木の方から具体的に教えてもらうような機会をぜひつくっていただきたいし、視察の中に、実はここが無堤地区だったからこうなったんだとか、このポンプが小さ過ぎて機能しなかったとか、そういったところまで見せていただくと、この条例をつくっていく際に、だから、条例のこういう条項になったんだということがわかりますので、そういうことが可能なら、ひとつ正副委員長にお願いします。

○星原委員長 今の意見は、要するに土木部を呼んで聞くのか、資料を提供させればいいのか、どちらですか。

○由利委員 資料をいただいて、呼んで聞いて、できれば現地もですね。

○星原委員長 今、由利委員の方から出ましたが、激特の関係の流れ、いろんなものについて、土木部を呼んで、今の状況、今後に向けていろんな話を聞きたいということですので、それも日程の中に組み込ませていただいてよろしいでしょうか。

○井上委員 それは県内調査で現場に行っているときの方が、目で見てわかるので、そういうときにしてもらいたいと思います。

○星原委員長 今出たことを中心にした形で日程の中で組み込みをさせていただくということで御理解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

ほかに意見もないようでありますので、本日の委員会は閉会をいたしたいと思います。

次回の委員会は、先ほど御協議いただきましたとおり、案1ということで、6月13日に開催したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 そのようにお願いをしたいというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会